

松阪市いじめ防止基本方針(概要) ~ 学校・家庭・地域の連携によるいじめ根絶に向けた取組の推進 ~



- いじめは、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであり、決して許されるものではない。
- いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであることを、十分に認識する。
- いじめの問題を克服するため、国、県、市、学校、家庭、地域、関係機関等が十分連携を図り、取組を推進する。

松阪市いじめ防止基本方針の策定

いじめの未然防止

- ・自尊感情や規範意識などを育む道徳教育の充実
- ・学級満足度尺度調査(Q-U)の利用の推進
- ・スクールカウンセラーやハートケア相談員等による、教育相談体制の充実
- ・情報モラル教育と啓発活動の推進 等

いじめの早期発見

- ・アンケート調査の実施
- ・教育相談体制の整備
- ・相談窓口の設置と周知 等

- ・教育相談
- ・不登校の相談
- ・いじめ等の相談
- ・子ども発達相談
- ・青少年の悩みの相談
- ・心配ごと相談
- ・家庭児童相談
- ・人権相談

いじめへの対処

- ・教職員研修の充実
- ・スクールカウンセラーやハートケア相談員による心のケア
- ・専門家の指導助言による適切な対応
- ・関係機関との連携を促進 等



いじめ問題対策連絡協議会の設置

- ・いじめ防止等に関する関係機関等、相互の情報交換等を図り、連携を推進する。(学識経験者、心理や福祉の専門家、関係行政機関や関係団体の代表者等)

教育委員会の附属機関

- ・教育委員会の諮問を受け、専門家による審議を行う。
- ・学校におけるいじめの事案について、重大事態が起こった場合、調査組織となる。(学識経験者、弁護士、心理や福祉の専門家等)

市

学校

学校いじめ防止基本方針の策定



いじめの未然防止

- ・互いに認め合える人間関係・学校風土づくり
- ・いじめの相談体制の整備
- ・インターネットを利用するためのモラルの向上 等

いじめの早期発見

- ・子どもとの信頼関係の構築
- ・アンケート調査の実施
- ・いじめの相談体制の整備 等

いじめへの対処

- ・教職員が共通理解による組織的な対応
- ・被害児童生徒への心のケア
- ・加害児童生徒への指導
- ・インターネットを使ったいじめへの対応
- ・保護者の協力、関係機関との連携
- ・再発防止 等

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

- ・具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・相談窓口としての役割
- ・情報収集、記録、共有を行う役割
- ・重大事態発生時の調査を行う役割 (教職員、必要に応じてスクールカウンセラー等)



家庭や地域との連携

- ・学校・地域・家庭と連携した体験活動を活かした道徳教育の推進
- ・学校と家庭とが連携した、携帯やインターネット使用についてのルールづくり
- ・コミュニティスクールやPTA、地域の関係団体と学校によるいじめ問題についての協議
- ・日頃から大人が子どもの話に耳を傾け、子どもが相談しやすい環境づくり
- ・いじめではないかという疑いのある事案については、学校や教育委員会への情報提供



重大事態発生時の対応

- ①報告 学校→市教育委員会→市長及び県教育委員会
- ②調査の組織 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」もしくは「教育委員会の附属機関」
- ③調査の実施 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④調査結果の提供と報告 いじめを受けた子どもや保護者への説明
市長への報告
- ⑤再調査 必要に応じ、市長部局の附属機関による再調査→市議会への報告